

## 令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業委託業務 仕様書

### 1 事業目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題である。国の外国人人材受入制度の拡充に伴い、外国人の受入れに既に取り組む県内の介護施設があるが、一方で、外国人の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

本事業では、特定技能外国人を中心とした外国人介護人材の県内介護施設等への受入れを促進するため、外国人受入について理解を深めるための説明会等を開催する。

### 2 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

### 3 業務内容

#### (1) 外国人受入に係る説明会の開催

##### ① 概要

県内介護施設等（※1）を対象に、外国人受入に係る説明会（無料）を開催する。なお、受託者は、説明会の企画、広報周知及び当日の運営等、説明会実施に係る一切の業務を行うものとする。

※1…説明会の参加対象者は、三重県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所等の管理者、施設長、人事担当者等を想定している。初めて外国人介護人材を受入れたいと考えている介護サービス事業所等を主な対象とするが、既に外国人材の受入れの実績を有する介護サービス事業所等の参加を妨げない。

##### ② 業務内容の詳細

###### (i) 説明会の周知

・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

※送付先となる県内の介護サービス事業所一覧については、県ホームページに「県指定 介護保険事業所 一覧」として掲載している。

###### (ii) 説明会の準備・募集

・申込者の受付や参加決定通知等の事務については、全て受託者が行うこと。

・説明会会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

###### (iii) 説明会の講義内容の決定及び資料の作成等

・説明会の内容や資料については、委託者と協議のうえ決定すること。説明会で配布する資料は、受託者が印刷すること。

- ・受託者は、以下の内容を最低限盛り込んで、説明会を実施すること。
  - (ア) 介護人材確保を取り巻く現状、外国人材の受入れが求められる背景について
  - (イ) 特定技能の受入れ制度について（技能実習（育成就労）、E P A、留学生との違い）
  - (ウ) 外国人材の受入れにあたり必要となる経費について
  - (エ) 外国人材の受入れにあたり必要となる準備について（心構え、よく起こる問題への解決策等）
  - (オ) 外国人材の受入れにあたって介護施設等が行う支援や工夫について（日本語学習、住宅、日常生活等）
  - (カ) 外国人介護人材確保施策の紹介（国制度・県制度）、入国状況、今後の展望
  - (キ) 質疑応答
  - (ク) 個別相談会
- (iv) 説明会参加者へのアンケート実施及び結果分析
  - ・受託者は、説明会の参加者に対して、外国人材の受入れについての意識変容等について測定するためのアンケートを行い、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (v) その他、説明会の運営に係る業務

### ③ 開催日程等

- 日時：令和6年8月から12月頃
- 開催回数：3回以上
- 開催時間：各回2時間以上

### ④ 開催方法

- ・説明会は対面とオンラインのハイブリットの形式で、実施することとする。対面の会場は50人規模の参加者に対応できる会場とする。対面の開催場所は、津市、四日市市、伊勢市の3カ所で開催することを想定する。
- ・なお、受講ニーズに柔軟に対応できるように、説明会について動画を撮影し、委託期間内は希望者（県内介護施設等）に対してホームページ等により動画の配信をすること。

### ⑤ 説明会参加者数

目標数：120名（3回合計）

- ※説明会参加者数は対面での参加者、オンラインでの参加者の合計数とする。なお、動画の視聴者数（実人数）が正確に把握できる場合は、動画視聴者数についても説明会参加者数に含んでよいこととする。

※ただし、やむを得ない事情等により説明会参加者が目標数に満たない場合は、委託者と受託者で協議を行うものとする。

## (2) 外国人受入に係る座談会の開催

### ① 概要

県内介護施設等を対象に、外国人受入に係る座談会（無料）を開催する。なお、受託者は、座談会の企画、広報周知及び当日の運営等、座談会実施に係る一切の業務を行うものとする。

### ② 業務内容の詳細

#### (i) 座談会の周知

- ・周知は、メール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

#### (ii) 座談会の準備・募集

- ・申込者の受付や参加決定通知等の事務については全て受託者が行うこと。
- ・座談会会場や必要な機材の手配については受託者が行うこと。

#### (iii) 座談会の内容の決定及び資料の作成等

- ・座談会の内容や資料については、委託者と協議のうえ決定すること。座談会で配布する資料は、受託者が印刷すること。
- ・受託者は、以下の内容を最低限盛り込んで、座談会を実施すること。

(ア) 介護現場における外国人材の受入れ事例の紹介

(イ) 外国人介護人材を受入れについての意見交換（座談会）

#### (iv) 受入れ事例発表者等との参加調整

- ・受入れ事例の発表者等については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### (v) 座談会参加者へのアンケート実施及び結果分析

- ・受託者は、座談会の参加者に対して、外国人材の受入れについての意識変容等について測定するためのアンケートを行い、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### (vi) その他、座談会の運営に係る業務

### ③ 開催日程等

日時：令和6年12月から令和7年2月の間

※なお、説明会の最終日と同日の開催であっても可能とする。

開催回数：1回以上

開催時間：1時間以上

### ④ 開催方法

- ・座談会は対面の形式で実施することとする。会場は50人規模の参加者に対応でき

る会場とする。

- ・特定技能外国人を受入れている介護施設の担当者や本人（外国人介護職員）等と対話できる内容であること。

#### ⑤ 座談会参加者数

目標数：25名

※ただし、やむを得ない事情等により座談会参加者が目標数に満たない場合は、委託者と受託者で協議を行うものとする。

### (3) 外国人受入の制度理解に係るリーフレット作成

#### ① 概要

受託者は、外国人受入の制度理解を推進するためのリーフレットを制作および印刷を行う。納品されたリーフレットについては、三重県が主催する人材確保に関する取組、イベント等の中で委託者が配布する。また、電子データについては三重県のホームページで公表する。

#### ② 業務内容の詳細

##### (i) リーフレットの作成方針

「(1) 外国人受入に係る説明会」の内容に準じたものとし、受託者は A4 版で 4 ページに収まるよう原稿データを制作する。なお、作成にあたっては、写真やイラストなどを用いて、視覚的に捉えられる構成とする。

##### (ii) 行程

出来上がりのイメージ等について打合せを行った後、ラフ案を提出することとする。ラフ案提出後、3 回程度の校正を行うものとする。

#### ③ 作成部数等

##### (i) リーフレット 1,000 部

規格：A4 仕上がり二つ折り、展開サイズ 420mm×297mm、フルカラー  
ページ数：4 ページ

材質：マットコート紙 四六判110kg又は菊版76.5kg

##### (ii) リーフレットの電子データ

リーフレットの編集が可能なデータ及び PDF データ形式で提出すること。

## 4 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 5 委託料の支払方法、時期等

### (1) 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

### (2) 損害賠償等

受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還するものとする。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 7 業務の進め方

### (1) リーフレットの納入

#### ①納入期限

令和6年12月27日（金）まで

#### ②納入場所

三重県 医療保健部 長寿介護課

### (2) 委託業務完了報告書の作成と提出期限

受託者は、全事業実施後、下記の①、②に留意し、委託業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

#### ①提出期限

令和7年3月14日（金）まで

#### ②事業完了報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ（CD-R等）1部と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

（ア）業務実施報告（スケジュール、実施結果等をまとめた報告書）

（イ）アンケート結果

（ウ）その他、指示するもの

#### ③納入場所

三重県 医療保健部 長寿介護課

## 8 受託上の留意点

- (1) 特定技能就労希望者と受入れ希望施設とのマッチングに関する取組は本事業の対象外である。その点について説明会等の参加者に誤認が生じないように事業を実施すること。
- (2) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (7) 受託者は、その他関係法令を順守すること。

## 9 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移

転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262 FAX番号059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp